

株式買取請求者による株主総会議事録の閲覧請求が認められた事例

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 3 年 7 月 5 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（受）第 2052 号
【事 件 名】 株主総会議事録閲覧謄写請求事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 会社法 318 条 4 項・182 条の 4 第 1 項・182 条の 5 第 5 項
【掲 載 誌】 裁時 1771 号 5 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571628

嘉悦大学教授 小管成一

事実の概要

Y 社（被告・被控訴人・上告人）は、昭和 50 年 1 月に設立された電子機器・部品その他の物品等の販売を目的とする株式会社である。Y 社では、平成 28 年 7 月 4 日、臨時株主総会および普通株式の株主を構成員とする種類株主総会が開催され、効力発生日を同月 26 日とし、普通株式および A 種種類株式のそれぞれ 125 万株を 1 株に併合すること（以下、「本件株式併合」とする）が決議された。

X（原告・控訴人・被上告人）は、Y 社の株式 4 万 4400 株（以下、「本件株式」とする）を有していたところ、上記各株主総会に先立ち、上記各決議に係る議案に反対する旨を Y 社に通した上で、上記各株主総会において上記議案に反対し、同月 25 日（効力発生日の前日）までに、会社法 182 条の 4 第 1 項に基づき、本件株式を公正な価格で買い取ることを Y 社に請求した。

X は、本件株式の価格の決定について Y 社との間で協議が調わないことから、東京地方裁判所に対し本件株式の価格決定の申立てをした（なお、この申立てに係る事件は、本件訴訟の原審口頭弁論終結時において、上記裁判所に係属中であった）。

Y 社は、同年 10 月 21 日、会社法 182 条の 5 第 5 項に基づき、X に対し自らが公正な価格と認める額として 1332 万円（1 株 300 円×4 万 4400 株）を支払った。

X は Y 社に対し、本件株式の価格決定の申立てを行っていることから、X は支払請求権を有して

おり、Y 社の債権者に当たるなどと主張し、Y 社の平成 29 年 3 月期の定時株主総会議事録および平成 28 年 7 月 5 日以降に開催されたすべての株主総会議事録の閲覧および謄写を求めた。

第一審（東京地判平 31・2・18LEX/DB25558959）は、Y 社が公正と考える取得対価の仮払いを実施したこと、および株式買取価格に係る裁判所の終局決定がなされていないことから、X は株式買取代金に係る債権者とは認められず、株主総会議事録の閲覧ができないとしたが、原審（東京高判令元・8・7LEX/DB25591038）は、裁判所の終局決定がなされておらず買取株式の価格が確定していないことや、Y 社から X への支払いは仮のものにすぎないことなどから、X の株式買取代金に係る請求権は消滅していないとしつつ、「同条 5 項に基づいて公正な価格を認める額の支払がされたことをもって、株式買取請求権が確定的に消滅すると解することは、裁判所による合理的な裁量によって合理的な価格を決定するという（略）価格の決定の申立ての性質と整合せず、（略）株式の買取請求を行った者は、裁判所において決定されるべき（略）株式の価格が、株式会社が（略）公正な価格と認めて支払った額を超えることを立証することができなければ、同法 318 条 4 項の規定する債権者であると認められず、同項に基づく株主総会議事録の閲覧等の請求ができないとすることは、株主総会議事録の閲覧等に係る株式会社の負担との比較の点においても、当該株式の買取請求を行った者に過度の負担を負わせるものであって、債権者に株主総会議事録の閲覧等の請求を認めた同項の

趣旨に反するものと解される」とし、Xは会社法318条4項上の債権者として株主総会議事録の閲覧が可能であるとした。これに対しY社は、原審の判断には誤りがあるとして上告した。

判決の要旨

「会社法318条4項は、株式会社の株主及び債権者は株主総会議事録の閲覧等を請求できる旨を定めている。そして、同法182条の4第2項各号に掲げる株主（反対株主）は、株式併合により1株に満たない端数となる株式につき、同条1項に基づく買取請求をした場合、会社との間で法律上当然に売買契約が成立したのと同様の法律関係が生ずることにより上記株式につき公正な価格の支払を求めることのできる権利を取得し（最高裁判平成22年（許）第30号同23年4月19日第三小法廷決定・民集65巻3号1311頁参照）、同法318条4項という債権者に当たることとなると解される。

ところで、会社は、上記株式の価格の決定があるまでは、上記買取請求をした者に対し、自らが公正な価格と認める額を支払うことができる（同法182条の5第5項）。もっとも、上記株式の価格は上記の者と会社との間の協議により又は裁判によって決定されるところ（同条1項、2項）、同法182条の4第1項の趣旨が、反対株主に株式併合により端数となる株式につき適切な対価の交付を確保することで上記株式についての反対株主の利益の保護を図ることにあることからすれば、上記裁判は、裁判所の合理的な裁量によってその価格を形成するものであると解される（前掲最高裁判平成23年4月19日第三小法廷決定参照）。そうすると、上記協議が調い又は上記裁判が確定するまでは、この価格は未形成というほかなく、上記の支払によって上記価格の支払請求権が全て消滅したということはできない。

また、同法318条4項の趣旨は、株主及び債権者において、権利を適切に行使し、その利益を確保するために会社の業務ないし財産の状況等に関する情報を入手することを可能とし、もってその保護を図ることにあると解される。そして、上記買取請求をした者は、会社から上記支払を受けたとしても、少なくとも上記株式の価格につき上記協議が調い又は上記裁判が確定するまでは、株

式併合により端数となる株式につき適切な対価の交付を確保するため会社の業務ないし財産の状況等を踏まえた合理的な検討を行う必要がある点においては上記支払前と変わるところがなく、上記情報の入手の必要性は失われないというべきである。

したがって、同法182条の4第1項に基づき株式の買取請求をした者は、同法182条の5第5項に基づく支払を受けた場合であっても、上記株式の価格につき会社との協議が調い又はその決定に係る裁判が確定するまでは、同法318条4項という債権者に当たるといふべきである。」

判例の解説

一 はじめに

本判決は、株式併合に反対した株主（買取請求者）が株式買取請求権行使後、当該株主に対し会社側が買取株式に係る公正な価格と考える額の支払い（仮払い）をしたとしても、買取株式に係る価格について会社との協議が調い、またはその決定に関わる裁判が確定するまでは、買取請求者は、会社に対し公正な価格の支払いを請求できる債権者として株主総会議事録の閲覧ができるとしたもので、最高裁として株式買取請求権に関わる新たな解釈を示した事案である。

なお、株式買取請求に係る効力が株式併合等の効力発生日に生じることで、反対株主はその保有株式が会社に移転し株主でなくなることから、本判決は、買取請求者が株主としてではなく債権者として効力発生日後に閲覧請求が可能であることを示した点でも注目される。以下、本判決につき検討していきたい。

二 株式併合と株式買取請求権

株式併合は従来、投資単位の調整等に利用されてきたが、平成26年の改正会社法において、株式買取請求権等が導入されたのを機に、上場廃止等を行う被買収会社に対し買収者が実施した公開買付に応じなかった残存株主を対象に、被買収会社が株式の併合を行い、残存株主を締め出す（キャッシュアウト）手法に利用できるとして注目を集めることとなった¹⁾。この点、Y社はもともとJASDAQスタンダード市場に株式を上場し、平成25年6月末、公開買付と全部取得条項付種類

株式を用いたキャッシュアウトを実施しようとしたが、当該株式に係る株主総会決議の取消しがなされたため（東京地判平 26・4・17 金判 1444 号 44 頁）²⁾、平成 28 年 7 月に、普通株式および A 種類株式についてそれぞれ 125 万株を 1 株に併合することで、改めて同社の残存株主の締出しを行ったものといえる（Y 社は平成 25 年 7 月半ばに上場廃止となっている）。

株式併合により 1 株未満の端数が生ずる場合、それに反対する株主は、会社に対し自己の有する株式について「公正な価格」で買い取ることを請求できる（会社法 182 条の 4 第 1 項）。反対株主が株式買取請求権を行使後、買取価格について当該株主と会社との間で協議が調えば、会社は効力発生日から 60 日以内にその支払いをなすが、効力発生日から 30 日以内に協議が調わない場合には、会社または株主は、その期間の満了日後 30 日以内に、裁判所に対し価格の決定を申し立てることができる（会社法 182 条の 5 第 1・2 項を参照）。

平成 26 年の改正会社法前は、会社法 116 条 1 項各号や組織再編等の株式買取請求権につき、買取株式の代金支払い時に買取の効力が生ずるとされていたため、組織再編等に反対する株主が株式買取請求権を行使後、当該株主は、会社から代金の支払いがなされるまで買取株式に係る剰余金配当請求権や議決権等の株主の権利を有していた。買取請求を受けた会社は、裁判所の決定する価格に対し、組織再編等の効力発生日から 60 日の期間満了後に法定利率に基づく利息を支払わなくてはならないが、この利息と配当金とを反対株主が二重取りできることが問題視され、平成 26 年の改正時に、株式買取の効力発生が組織再編等の効力発生日に生じると改められた（効力発生日後に反対株主はすべての株主権を喪失する）³⁾。さらに、上記の利息の支払いについて、法定の高利率が買取請求の濫用を招いているとして、株式買取請求があった場合、会社は反対株主に対し価格の決定がなされる前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができる仮払いの制度も同年の改正時に導入された⁴⁾。本件において、X が効力発生日後に株主として株主総会議事録の閲覧請求ができないのは、こうした改正の影響によるものである。

なお、株式の買取価格決定申立ては非訟事件であり、裁判所は、合理的な裁量により公正な価格を決定する（本判決も引用する最決平 23・4・19 参

照）。ただし、裁量の合理性は当事者の主張・立証に支えられ、裁判所は、そうした主張・立証のあった事項に十分な検討を加えた上で価格を決めることから、株主および会社の意見を聴取するという（会社法 870 条 2 項 2 号）⁵⁾。

三 本判決について

1 買取請求者の株主総会議事録閲覧の可否

本件事案につき、第一審は、会社から仮払いがなされたことなどから、買取請求者は債権者として株主総会議事録の閲覧ができなかったとしたが、原審は、仮払い後も請求者は買取代金の請求が可能であり、会社法 318 条 4 項上の債権者として議事録の閲覧ができるとした。本判決も基本的に原審と同じ結論を採るが、(判決の要旨では触れなかったが) その論旨は採用できないとしている。この点、(1) 買取請求者が会社法 318 条 4 項上の債権者に該当するかどうかにつき、原審は、単に株式の買取請求ができる債権者とするが、本判決は、過去の判例を引用しつつ、株式買取請求権の行使により会社との間で売買契約と同様の法律関係が生じ、公正な価格での株式の支払いを請求できる債権者とするなど、その具体的な根拠を示していること、(2) 原審は、買取請求者の買取株式に係る支払請求権の消滅時期について明示していないが、本判決は、会社との協議が調うか、または裁判が確定するまでとしていること、(3) 原審は、買取請求者の株主総会議事録の閲覧可能な趣旨を示さなかったが、本判決は、買取株式に係る適切な対価を確保するため会社の業務・財産の状況等に関する情報を入手する必要から閲覧できるとの具体的な理由を示していることなどから、本判決は原審の立場について不足していた点を補強したものと解される。

ところで、株式買取請求権を行使した買取請求者が会社との協議や裁判所の審理に臨むにあたり、請求先の会社が公開している情報だけでは株式価格を検討するのに不十分であると考えた場合、請求者としては、本件で争点となった株主総会議事録のように、株主や債権者に公開が制限されている会社情報が必要になることが考えられる。とくに、先述のように、裁判所は当事者の主張・立証を基に公正な価格を決定することから、裁判所に対し買取株式の価格について意見を述べる上でも、買取請求者の情報収集権は重要である

といえよう。そうした意味では、会社からの仮払い（ないしは効力発生日）の後、買取請求者の株式価格検討のための情報収集の権利が制限されることは、反対株主の利益保護を目的とする株式買取請求制度の趣旨からも疑問である。

株式買取請求権が反対株主により行使された場合、本判決も指摘するように、会社との協議が調うか、または裁判が確定するまでは、買取株式に係る価格は未形成であるといえる。価格が未形成である以上、買取請求者には、会社に対し株式の支払い（仮払いについては、最終的に確定した価格と仮払いとの差額）を請求する権利（債権）が存するものと解する。本判決が、買取請求者について買取株式に係る支払請求権を有する債権者として株主総会議事録の閲覧請求ができるとしたことは⁶⁾、反対株主の利益保護の観点からも、支持できるのではないだろうか。

2 本判決の射程等

本判決は、買取請求者が株主総会議事録の閲覧請求が可能な理由につき、「会社の業務ないし財産の状況等を踏まえた合理的な検討を行う必要」を挙げる。この判決文の文脈から、本判決は、株主総会議事録以外の書類の閲覧が可能であることを示唆しているものと解する。このうち、株式の価格検討に有用な会計分野に関わる書類、例えば、計算書類の閲覧謄写請求権（会社法 442 条 3 項）については、株主ほか債権者にも認められているため、本判決の射程に入るものと解されるが⁷⁾、株主に限定されている会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法 433 条 1 項）については、効力発生日後との関係上、射程外ということになろうか⁸⁾。とはいえ、買取請求者が会計帳簿を閲覧し、それに基づいて検討した株式価格の内容次第では、（審理を通じて）裁判所の価格決定にも大きく影響を与えることが考えられる。そうした株主に限定された権利についても、反対株主の利益保護のため、効力発生日後も買取請求者による行使が可能なのか、今後の課題として残される。

いずれにしても、本判決が、反対株主が株式買取請求権を行使して株主権を喪失しても、買取請求をした株式に係る公正な価格を検討するため、債権者として一定の会社情報の閲覧が可能であることを示したことは、先例としての意義を有するものと解する。

●——注

- 1) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』（有斐閣、2021 年）288 頁。
- 2) この取消訴訟については、平成 28 年 4 月 7 日に判決が確定している（詳細は、東京地判平 30・12・20 金判 1560 号 50 頁を参照）。
- 3) 坂本三郎編著『立法担当者による平成 26 年改正会社法の解説』（商事法務、2015 年）202 頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻—平成 26 年改正』（商事法務、2019 年）104 頁〔松中学〕等を参照。
- 4) 坂本・前掲注 3）202 頁以下を参照。弥永真生「本件判批」ジュリ 1565 号（2021 年）3 頁は、仮払い制度導入の趣旨が濫用防止であったため、価格決定前に買取請求者の会社に対する請求権が消滅するという効果は想定されていなかったと説く。
- 5) 松田亨＝山下知樹編・大阪商事研究会『実務ガイド新・会社非訟〔増補改訂版〕』（金融財政事情研究会、2016 年）264 頁以下ほか、小出篤「組織再編等における株式買取請求」神田秀樹編『論点詳解 平成 26 年改正会社法』（商事法務、2015 年）233 頁も参照。
- 6) 会社法 318 条 4 項はとくに規制を設けていないことから、同項の「債権者」について、本判決が公正な価格の支払いを受ける支払請求権者を含めたことに異論はないものと解する。この点、得津晶「本件判批」法教 494 号（2021 年）137 頁も参照。
- 7) 得津・前掲注 6）137 頁。弥永・前掲注 4）3 頁は、本判決の射程が会社法 116 条 1 項各号や組織再編等の株式買取請求にも及ぶとする。なお、X は、本件訴訟とは別に Y 社の平成 28 年度の計算書類全般の閲覧を求めていたようである。しかし、裁判所は、X 側が買取価額について具体的な支払請求権を有することについて主張・立証をしておらず、債権者には該当しないとして、その請求を斥けている（東京地判平 31・1・28LEX/DB25558647）。X が株式価格の検討にあたり株主総会議事録の閲覧を求めた理由は不明だが、計算書類については、Y 社が平成 25 年で非上場となり、公開されている当該書類の数が少なかったため、閲覧を求めたといえようか。
- 8) 会計分野の書類以外にも、例えば、債権者は取締役会議事録の閲覧請求が可能であるが、その請求事由が役員・執行役の責任追及に限定されているため（会社法 371 条 4 項）、買取請求者が債権者として株式の価格検討を理由に当該議事録の閲覧を請求することは難しいといえようか。